

平成 30 年 3 月 26 日

芦屋市自立支援協議会

会長 堺 執 様

障がい福祉サービスから介護保険サービスへ円滑な移行に向けた提言

芦屋市自立支援協議会 専門部会

1. 背景

平成 28 年度の自立支援協議会実務者会において、抽出した芦屋市の地域課題の中から緊急性と実現性を考え、取り上げたのが「障がい福祉サービスの利用者が 65 歳到達時に（同様の）介護保険サービスへ円滑な移行が出来るための取り組み」であった。

取り上げた根拠は、障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する際、同様のサービスを利用するが、費用負担が違ふことや各関係機関の連携不足から本人不利益になった事例等が出てきたためである。そのため、円滑に移行が出来るようにするには、本人・家族への制度周知や障がい分野と高齢分野の連携方法、発信の仕方などの課題に対する解決策をさらに深める必要があった。

○芦屋市における障がい福祉サービス利用者の 65 歳到達人数

	身体	療育	精神	合計
H 29 年度	5 (1)	3 (1)	2 (2)	10 (4)
H 30 年度	2 (2)	1 (0)	1 (1)	4 (3)
H 31 年度	5 (2)	3 (1)	3 (3)	11 (6)

※（ ）内は移行対象者数

※移行対象となる障がい福祉サービス（居宅介護・短期入所・生活介護）

2. 現状の問題点

65 歳到達時に介護保険サービスへの移行に伴う課題の一つである費用負担の発生（又は増額）については、平成 30 年 4 月 1 日の障害者総合支援法の改正に伴い、低所得など一定の要件を満たした対象者について、介護保険の利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設けられることとなり、一定の課題解決となった。

一方で、利用者側が、障がい福祉サービスから新たに介護保険サービスへと変わること、移行までの一連の流れをイメージしにくいことで不安や大きな環境の変化での戸惑等が生じている。また、介護保険サービス事業所側としてもこれまで障がい者（特に知的障がい者、精神障がい者）の利用受け入れが少ないため、障がい特性や支援の留意点がわからず、受け入れに躊躇しているように見受けられる。

3. 提言内容

障がい福祉サービスの利用者が65歳到達時に介護保険サービスへ円滑に移行するための解決手段として、自立支援協議会専門部会にて以下の3点を提言する。

①ツールの活用

※資料3-3参照

- ・65歳到達時の介護保険サービス申請がスムーズに行えるように、手続きの流れを視覚化したツールを作成した。
- ・3者の支援者（障がい者計画相談支援事業所、高齢者生活支援センター・障害福祉課）が、説明しながら本人とツールの空欄を埋めていく。また、個人情報保護の観点から、本人が保管し支援者とも共有する。

②研修の実施

- ・65歳到達時に介護保険サービスへ移行することを踏まえ、障がい・高齢関係の制度理解について事例等を交えて紹介するとともに交流の機会も設ける。
- ・障がい・高齢関係者に障がい特性や相談窓口を紹介する研修を実施する。
- ・各年1回定期的に実施し、内容については毎年対象者像によって工夫する。

①制度理解研修	年1回 時間：2時間～2.5時間 内容：障がい分野・高齢分野の制度やツールの紹介，事例紹介，意見交換等 対象：本人，家族，障がい・高齢関係者
②障がい理解研修	年1回 時間：2時間 内容：障がい特性，相談窓口の周知，意見交換等 対象：障がい・高齢関係者

③連携システム

- ・65歳を迎える1年前の64歳から本人中心に各関係機関が連携を取れるように準備をする。
- ・本人が芦屋市内の介護保険サービス事業の所在とサービス内容を知り、自ら選択できる機会を作るために連携会議，支援会議を行った上で、実際の事業所見学や体験実習等を行う。

①連携会議	<p>目的：市内で64歳になる移行対象者の情報を共有し、各対象者が自ら選択出来るように情報を集約するため開催する。</p> <p>参加者：主となる障がい者計画相談支援事業所、全地域の高齢者生活支援センター、障害福祉課、高齢介護課、事業所等</p>
②支援会議	<p>目的：ツールを使い、介護保険サービスの説明をした上、連携会議の情報を提示し、本人の意思を確認するため開催する。</p> <p>参加者：本人、家族、障がい者計画相談支援事業所、担当地域の高齢者生活支援センター、障害福祉課、事業所等</p>
③見学・体験	<p>目的：本人が選択したサービス事業所を見学、体験実習を行い、利用するか判断する。</p>

4. 最後に

現時点において、65歳時の福祉サービスの円滑な移行についての課題を解消するには、上記3点の手法が有効と考える。

一方で、これら3点については、プロジェクトチームを組織し、実践可能な事項から試行し効果・成果の検証を行った上、ガイドライン作りとシステムの構築をすべきである。